

入札・契約情報の公表に関する事務取扱要領

施行 平成21年4月 1日

最終改正 平成28年3月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、山武郡市広域水道企業団（以下「企業団」という。）の入札・契約情報の公表に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づく入札・契約情報及びその他の企業団が執行する入札・契約情報の公表について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 発注見通しを公表する事業の対象は、次の各号のとおりとする。ただし、公表時点で発注の見通しのたっていない事業は除くものとする。

- (1) 予定価格が130万円を超えると見込まれる建設工事
- (2) 予定価格が50万円を超えると見込まれる建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託
- (3) 前各号に掲げるもののほか、企業長が公表の必要があると認める事業

2 前項による公表の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札予定時期（随意契約にあつては契約締結時期）

(入札及び契約の過程の公表)

第3条 入札過程を公表する事業の対象は、競争入札に付した事業とする。

2 前項の規定による公表の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事等の名称及び場所
- (2) 入札執行日及び入札の場所
- (3) 入札参加者の名称又は商号
- (4) 予定価格
- (5) 入札金額及び落札金額
- (6) 落札者の商号又は名称

(契約内容の公表)

第4条 契約内容を公表する事業の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) 競争入札に付した事業
- (2) 山武郡市広域水道企業団会計規程（平成20年規程第2号。）第112条に定めた金額を超える事業で、随意契約とした事業

2 前項の規定による公表の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び所在地又は住所
- (2) 工事等の名称、種別及び概要（ただし、前項第2号にかかるものは概要を除く。）
- (3) 工事等の着手時期及び完成時期
- (4) 契約金額

3 前項に規定するもののほか、第1項第2号にかかるものは、随意契約によることとした理由も併せて公表するものとする。

(変更契約内容の公表)

第5条 変更契約の内容を公表する事業の対象は、前条の規定の対象となる事業（契約金額の変更を伴う契約の変更をした事業に限る。）とする。

2 前項の規定による公表の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事等の名称及び場所
- (2) 工事等の着手時期及び完成時期
- (3) 契約金額
- (4) 変更概要及び理由

(公表の方法)

第6条 公表の方法は、閲覧及びホームページ掲載により行うものとし、内容等は次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第2項各号に掲げる事項の公表は、当該年度の発注予定を四半期ごとに分類し、別記第1号様式により公表する。
- (2) 第3条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる事項の公表は、開札調書により公表する。
- (3) 第3条第2項第4号に掲げる事項の公表は、原則入札公告により公表するものとする。
- (4) 第4条第2項各号に掲げる事項の公表は、契約締結後、発注事業の契約内容を取りまとめ、別記第2号様式により公表するものとする。

(5) 第4条第3項に規定する公表は、契約締結後、発注事業の契約内容を取りまとめ、別記第3号様式により公表するものとする。

(6) 第5条第2項に規定する事項の公表は、変更契約締結後、別記第4号様式により公表するものとする。

(公表の時期及び期間)

第7条 前条第1号の公表の時期は、毎年度4月1日を目途に公表するものとする。また、公表したものの追加又は変更は、第2、第3及び第4四半期の当初を目途に公表するものとする。

2 前条第2号から第5号の公表の時期は、入札執行後又は契約締結後、できるだけ速やかに公表するものとする。

3 公表の期間は、翌会計年度末日までとする。

第8条 削除

(入札参加予定者の公表)

第9条 競争入札に参加する入札参加予定者の公表は、談合等の不正行為の防止等に資するため、原則として、入札執行前にはこれを公表してはならない。また、その取扱には十分注意しなければならない。

2 競争入札に参加した入札参加者の公表は、原則として、入札執行後に第6条第2号の規定により、これを公表する。

(公表の留意点)

第10条 電話等の問い合わせによる公表は、これを行わないものとする。ただし、日刊新聞等の報道機関等の場合は、第3条第2項第4号に規定する事項を除き、契約担当課長の承認を得てこれを行うことができるものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、入札結果等の公表に関し必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

平成 年度 契約内容の公表

| No | 契約年月日 | 契約方法 | 契約業者名及び所在地 | 事業の名称及び場所 | 種別 | 事業概要 | 契約期間 | | 契約金額 | 指名理由 | 変更 | 備考 |
|----|-------|------|------------|-----------|----|------|------|---|------|------|----|----|
| | | | | | | | 自 | 至 | | | | |
| | | | | | | | 自 | | | | | |
| | | | | | | | 至 | | | | | |
| | | | | | | | 自 | | | | | |
| | | | | | | | 至 | | | | | |
| | | | | | | | 自 | | | | | |
| | | | | | | | 至 | | | | | |
| | | | | | | | 自 | | | | | |
| | | | | | | | 至 | | | | | |
| | | | | | | | 自 | | | | | |
| | | | | | | | 至 | | | | | |
| | | | | | | | 自 | | | | | |
| | | | | | | | 至 | | | | | |

平成 年度 契約内容の公表 (随意契約)

| No | 契約年月日 | 契約業者名及び所在地 | 事業の名称及び場所 | 種別 | 契約期間等 | | 予定価格 | 契約金額 | 根拠条項 | 随意契約によることとした理由 | 備考 |
|----|-------|------------|-----------|----|-------|---|------|------|------|----------------|----|
| | | | | | 自 | 至 | | | | | |
| | | | | | 自 | | | | | | |
| | | | | | 至 | | | | | | |
| | | | | | 自 | | | | | | |
| | | | | | 至 | | | | | | |
| | | | | | 自 | | | | | | |
| | | | | | 至 | | | | | | |
| | | | | | 自 | | | | | | |
| | | | | | 至 | | | | | | |
| | | | | | 自 | | | | | | |
| | | | | | 至 | | | | | | |
| | | | | | 自 | | | | | | |
| | | | | | 至 | | | | | | |

別記第4号様式

平成 年度 契約内容の変更

| | | | | |
|-------------------|------|-----|---------|---------|
| 事業の名称 | | | | |
| 事業の場所 | | | | |
| 請負業者名 | | | | |
| 契約 の 内 容 | 区 分 | 当 初 | 変更（第1回） | 変更（第2回） |
| | 契約日 | | | |
| | 契約金額 | | | |
| | 事業概要 | | | |
| | 契約期間 | | | |
| | 変更理由 | | | |